

日本宇宙少年団鳥取アストロ分団補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、日本宇宙少年団鳥取アストロ分団補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、日本宇宙少年団鳥取アストロ分団（以下「アストロ分団」という。）の行う星や宇宙に関する体験活動等を支援することにより、青少年の星や宇宙への好奇心、冒険心及び探検心を育てることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、アストロ分団とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条の目的を達成するためにアストロ分団が実施する行事、研修に要する経費、その他アストロ分団の運営に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、補助対象経費から会費収入に相当する額を控除した額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。